



被災児童生徒就学支援等事業について

震災を原因として所得が減ったご家庭を対象に、小・中・高等学校へ通学するお子さまに必要な費用(公立学校についてはランドセル、通学用シューズ、給食など。私立学校については授業料、入学料など)の補助を行っております。申請については避難先、避難元いずれかの市町村にご相談ください。また、主に私立学校など、通学されている学校でとりまとめている場合がありますので、同様にお問い合わせください。詳細は市町村、各学校のホームページをご覧ください。お問い合わせ先は、同様に市町村、各学校のホームページをご覧ください。

問 福島県私学・法人課 ☎024-521-7048



中間貯蔵施設への輸送が進められています

令和3年度までに、県内で仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)のおおむね搬入完了を目指し、除去土壌等の輸送が安全の確保を最優先に進められています。引き続き、多くの輸送車両が走行することとなりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 福島県中間貯蔵施設等対策室 ☎024-521-8043

福島県 中間貯蔵 検索



「ふくここライン」フリーダイヤル開設しました

東日本大震災で被災された方を対象とした電話相談「ふくここライン」が2月1日からフリーダイヤル化されました。専門の相談員がお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

問 ふくしま心のケアセンター「ふくここライン」☎0120-783-295
(平日:午前9時~正午、午後1時~午後5時)

ふくしま Voice

帰還した人、起業した人、移住してきた人の声を紹介します。

双葉町で燃料を取り扱う伊達屋を経営しています。2017年6月、双葉駅近くの国道6号沿いにあるガソリンスタンドを再開させました。震災時は父が社長だったのですが、埼玉県加須市へ避難することに。しかし復旧工事が始まると、町内に重機の給油拠がないことから再開を打診されるようになりました。還暦を過ぎていた父は年齢的に難しく、それならばと私が引き継いで事業再開を図ることにしたんです。

震災時は東京で車両関係の仕事に就いていましたが、職場も家族も私の考えを理解してくれたのでありがたかったですね。いまは単身赴任でいわき市に住み、日々双葉町に通っています。事業の中心は工事車両への燃料配達。お客さまからいただく「助かる」「工事を進められた」といった言葉に、復興の支えになれていることを実感しています。

再開当初は1日数台しか来店されませんでしたが、事業者回りを続けることで徐々に配達先が増加。1年半ほどで経営も軌道に乗ってきました。

当社はプロパンガスも取り扱っていますが、これは一般生活者によって需要が高まる商品です。故郷に人が増え、こういった商品の取り扱いも増えてほしいと願っています。

Vol.12 吉田知成さん (双葉町)



2017年に再開したガソリンスタンド



経営に取り組み、ときに接客や給油も



読者の声

vol.77 アンケートの回答 /

あなたが自慢したい地元福島の良いところは?

- 四季折々の風景や食文化(県内 男性)
- 人の温かさや親しみやすさ!(茨城県 男性)

記事の感想、取り上げてほしい情報

- ふくしまの復興に向けた避難地域の環境整備(長野県 女性)
- いつも読みごたえがあるので、これからも続けてほしい。(県内 女性)

ご意見・ご感想、お待ちしております!

前号の訂正

ふくしまの今が分かる新聞77号(拡大版)2ページ目、「地域の現場が一番(小高ストア、小高交流センター)」の一部に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。
×「平成27年7月に避難指示が解除された南相馬市」 ○「平成28年7月に避難指示が解除された南相馬市」



バックナンバーを見れば…ふくしまがもっと分かる!

福島 今が分かる新聞

検索



故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの

が分かる

発行: 福島県庁
避難者支援課
☎024-523-4250



新聞 vol.78

令和2年3月16日(月) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



裏磐梯雪まつり(北塩原村)

2020年で12回目を迎える裏磐梯雪まつりは2月15日(土)、北塩原村の裏磐梯サイトステーションレンゲ沼で行われ、参加者が幻想的な光景を楽しみました。雪不足の中での開催となりましたが、キャンドル3,000本を使ったナイトファンタジーでは揺らめく炎と打ち上げ花火が雪原を美しく演出。台湾伝統舞踊団のショー、演歌歌手によるミニコンサートも行われ、冬の一日を盛り上げていました。

目次

特集

避難地域における医療・介護・子育て環境の整備について

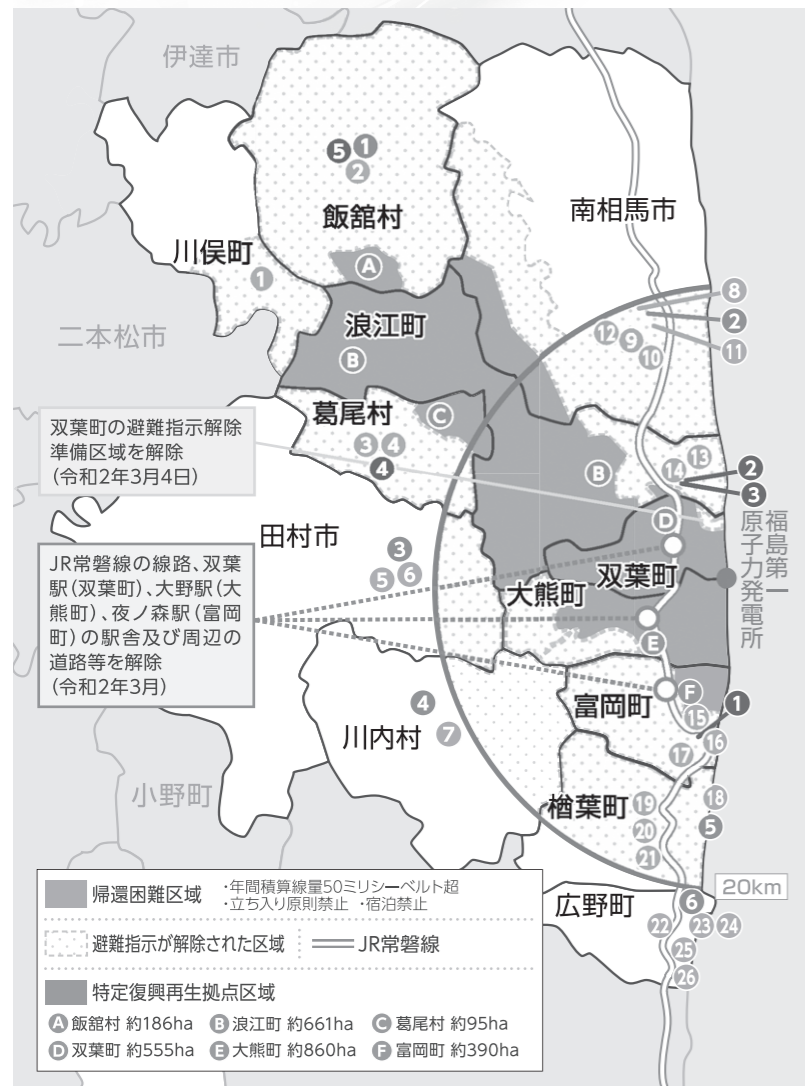
- 福島県復興公営住宅の入居者募集について
- 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について
- 原子力損害賠償に関する個別相談のご案内

避難地域における医療・介護・子育て環境の整備について

福島県では、避難地域における医療、介護、子育て環境の充実に取り組んでいます。今号ではその整備状況についてご紹介します。

避難地域の医療・介護等の整備状況について

現在、避難地域では下記の機関で診療等を行っております。また、介護施設6施設が再開、または新たに開設されるなど、医療・福祉・介護のサービス提供体制整備が進んでいます。



1 川俣町国民健康保険山木屋診療所	☎024-563-2024
2 いいたてクリニック	☎0244-68-2277
3 葛尾歯科診療所	☎0240-29-2110
4 葛尾村診療所	☎0240-29-2036
5 田村市立都路診療所	☎0247-75-2003
6 田村市立都路歯科診療所	☎0247-75-2208
7 川内村国民健康保険診療所	☎0240-38-2009 ☎0240-38-2054(歯科)
8 南相馬市立総合病院附属小高診療所	☎0244-44-2025
9 今村歯科・矯正歯科医院	☎0244-44-2432
10 もんま整形外科医院	☎0244-44-1800
11 小高調剤薬局	☎0244-44-6217
12 半谷医院	☎0244-44-2020
13 浪江町国民健康保険浪江診療所	☎0240-23-6173
14 豊嶋歯科医院	☎0240-23-5633
15 ふたば医療センター附属病院	☎0240-23-5090
16 富岡町立とみおか診療所	☎0240-22-6522
17 富岡中央医院	☎0240-22-6560
18 鈴木繁診療所(精神科)	☎0240-23-7763
19 蒲生歯科医院	☎0240-25-2061
20 ふたば医療センター附属ふたば復興診療所(ふたばりカーレ)	☎0240-23-6500
21 ときクリニック	☎0240-25-1222
22 新妻歯科医院	☎0240-27-4020
23 高野病院	☎0240-27-2901
24 訪問看護ステーションたかの	☎0240-23-5994
25 馬場医院	☎0240-27-2231
26 広野薬局	☎0240-27-2265

※今後、富岡町に歯科診療所、檜葉町に薬局が新たに開設される予定です。

1 特養いいたてホーム	☎0244-42-1700
2 特養梅の香	☎0244-44-1600
3 特養都路まどか荘	☎0247-75-3133
4 特養かわうち	☎0240-38-3567
5 特養リリー園	☎0240-25-1777
6 特養花ぶさ苑	☎0240-27-1755

※高齢者等の帰還後の自宅での生活をサポートします。(見守り・相談、健康教室、お茶会など)	
1 富岡町サポートセンターもともち	☎0240-21-1516
2 浪江町一樹サポートセンター	☎0240-24-0833
3 浪江町サンシャインサポートセンター	☎0240-34-4685
4 葛尾村サポートセンター	☎0240-29-2020
5 飯館村サポートセンター つながっぺ	☎0244-26-5207

ふたば医療センター附属病院

双葉地域唯一の二次救急医療機関として、夜間・休日を含め24時間365日体制で患者を受け入れるとともに、訪問看護などの在宅支援等、地域に必要な医療の確保に取り組んでいます。

また、多目的医療用ヘリの運航により、浜通りの医療機関と県立医大などの高度専門的な治療が行える医療機関間の患者搬送等に利用されています。

平成31年3月から、住民の方々の疾病予防や健康増進のための出前講座を行っています。皆さまの健康に関するさまざまな疑問や不安について、専門スタッフが地域に出向き、分かりやすく説明します。



☎福島県ふたば医療センター附属病院 ☎0240-23-5090

避難地域の子育て環境の整備状況等について

子育て環境として、幼稚園、保育所等のうち、両方の役割を果たすことができ、地域における子育て支援を行う認定こども園等が避難地域でも開園しています。

広野町 広野町立広野こども園

広野こども園は、子どもたちが成長を感じ、一人ひとりが主役となり、大きく羽ばたいてもらえるようなこども園を目指しています。



広野町中央台一丁目8番地 ☎0240-27-2345

檜葉町 檜葉町立あおぞらこども園

「げんきなこども、やさしいこども、がんばるこども」を目標に、異年齢児との交流や、広い園庭で自由に遊んだり、地域に見守られながら教育・保育を行っています。



檜葉町大字北田字中満296-1 ☎0240-26-0808

富岡町 富岡町立にこにここども園

今年度開園し、園児も少しずつ増えてきて、広い園舎・園庭でのびのびと活動しています。10月より当こども園に通う子どもの保育料を無料にしました。



富岡町小浜字大膳町152 ☎0240-22-2358

川内村 認定こども園かわうち保育園

令和3年4月に小中一貫校の敷地内に移設予定であり、幼保小中の連携による丈夫でたくましく思いやりのある子どもを育てていきます。



川内村大字下川内字宮坂515 ☎0240-38-2231

浪江町 浪江町立浪江にじいろこども園

平成30年4月に新しく開園しました。子ども一人ひとりを大切に、のびのびと元気に心の豊かな子どもの育成を目指しています。



浪江町大字幾世橋字来福寺西39番地 ☎0240-25-8619

飯館村 飯館村立までの里こども園

平成30年4月に、認定こども園として村内で開園しました。現在は約50名の園児が元気に通園しています。



飯館村伊丹沢字山田380 ☎0244-42-0229

葛尾村 葛尾村立幼稚園

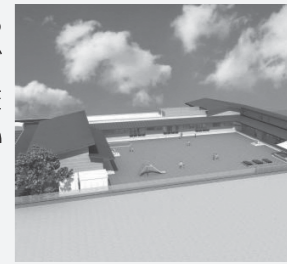
葛尾村幼稚園は大きな窓から太陽の光が入り、床暖房も整備されているので、園児たちが元気で明るい1日を過ごせる空間となっています。



葛尾村大字落合字西ノ内50番地 ☎0240-29-2250

南相馬市 南相馬市立おだか認定こども園

人工芝の園庭や開放感のある広い遊戯室で、のびのびと過ごすことができます。地域との交流が盛んな施設を目指しています。



南相馬市小高区関場二丁目21 ☎0244-24-5242 / ☎0244-26-6043(令和2年4月1日以降)

こども医療でんわ相談 #8000をご利用ください

休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらいいのか、病院を受診した方がいいのかなど判断に困ったときには短縮番号「#8000」にご連絡ください。お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からアドバイスをいたします。



- 1 携帯電話、固定電話(プッシュ回線)から
▶局番なしの「#8000」
- 2 固定電話(ダイヤル回線)、ひかり電話、IP電話など、「#8000」につながらない場合
▶☎024-521-3790(福島県在住の方のみ)

※転送先の都道府県によっては、通話料をご負担いただく場合があります。(福島県では通話料をご負担いただけます)



福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の第9次公募について

震災時に福島県原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者が、店舗や事務所整備など、事業を再開する時に必要な経費の一部を補助する「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の第9次公募を行います。

対象者 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた中小事業者

対象事業 ① 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資*を行う場合
② 原子力災害後、休業していた者、または休業していたとみなせる者で、12市町村外において事業再開等*を行う場合
※原子力災害前の事業とは異なる業種での再開(転業再開)を含む。

公募期間(予定) 令和2年3月23日(月)～7月15日(水)(期間は確定次第、本県ホームページでお知らせします)

問 福島県経営金融課 ☎024-521-8657 **事業再開 補助金**

詳しくは経営金融課までご相談ください。

避難農業者経営再開支援事業の申請受付について

原子力被災12市町村外(県外含む)の避難先・移住先で農業経営を再開・規模拡大するために必要な経費を補助します。

対象者 原子力災害発生時に原子力被災12市町村に居住し、営農していた方で、直近の事業年度の農産物販売金額が被災前と比べ50%以下の方(新規就農者は除く)。

公募期間(予定) 令和2年4月13日(月)～令和2年5月29日(金)
(この公募期間は現時点での予定です。後日、ホームページ等で公表する公募期間を改めて確認してください)

問 福島県農業振興課 ☎024-521-7344 **避難農業者**



福島県 原子力損害賠償に関する個別相談のご案内

福島県では、東京電力への原子力損害賠償の請求手続きについて、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談を実施しています。お申し込みは、下記の窓口までご連絡ください。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

弁護士による法律相談

相談できる内容 原子力損害賠償請求手続きに関する不明な点やお困りの点等

実施日 希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間をいただきます。

相談時間 30分(午後1時30分～午後3時45分の間に実施)

実施会場 原則として次の中からお選びください。
福島市・郡山市・会津若松市・白河市・相馬市・南相馬市・いわき市

不動産鑑定士による相談

相談できる内容 宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法、「現地評価」を選択するか迷っている等
※不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。

実施日 希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間をいただきます。

相談時間 30分(午後1時～午後4時30分の間に実施)

実施会場 原則として次の中からお選びください。
福島市・郡山市・会津若松市・南相馬市・いわき市

対象となる方 東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」が届いている方

持参書類 できるだけ家屋の写真、建築図面、工事請負書等もお持ちください。

必須 東京電力から送付される「賠償金ご請求書②」一式

不明な点などはお気軽にご相談ください。

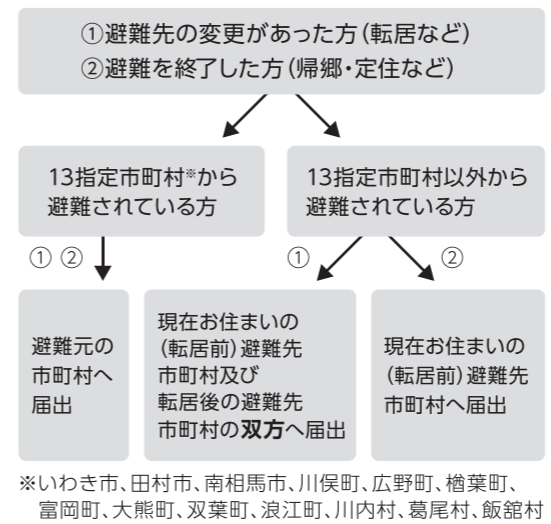
個別相談の事前予約受付 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口
☎024-521-8216 (受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分)

弁護士による電話法律相談
上記問い合わせ窓口で、毎週水曜日(祝日を除く)の午後1時～午後5時に実施しています。



避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実にお届けできるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。



令和2年度 福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。募集の詳細(対象団地、応募要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。また、入居支援センターのホームページ等でも詳細をお知らせします。

対象の方

- 避難指示区域等から避難されている方
- 避難指示が解除された区域に平成23年3月11日に居住していた方
- 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
- 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」の方

※いずれの方も住宅に困窮していることが要件となります。

募集期間及び入居予定	
第1回	令和2年4月2日(木)～4月10日(金)→6月以降入居予定
第2回	令和2年6月1日(月)～6月9日(火)→8月以降入居予定
第3回	令和2年8月3日(月)～8月12日(水)→10月以降入居予定
第4回	令和2年10月1日(木)～10月9日(金)→12月以降入居予定
第5回	令和2年11月26日(木)～12月4日(金)→2月以降入居予定
第6回	令和3年2月1日(月)～2月9日(火)→4月以降入居予定

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320

復興公営住宅 入居



医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された際の窓口負担(1～3割)の免除については、令和2年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。

免除を受けることができる対象者及び延長期限

対象者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した方を含む)	延長期限
① ・帰還困難区域等*1の方 ・上位所得層*2を除く旧避難指示区域等*3、旧居住制限区域等*4の方	①令和3年2月28日まで
② 旧居住制限区域等の上位所得層の方	②令和2年9月30日まで

- ※1 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域。
- ※2 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。(国民健康保険の例では、基準所得額の合算額が、600万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定)
- ※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域等。
- ※4 「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定が解除された双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部。

詳細は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先	
国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会(協会けんぽ)	全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者またはお勤め先の事業者

問 福島県国民健康保険課 ☎024-521-7203・7204